

専第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第13号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年2月19日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第2号

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第13号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年1月15日

各務原市長 浅野 健 司

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度各務原市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,748,181千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 繰入金		8,682,573	25,300	8,707,873
	1 基金繰入金	8,682,573	25,300	8,707,873
歳 入 合 計		73,722,881	25,300	73,748,181

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
7 商工費		2,912,120	25,300	2,937,420
	1 商工費	2,912,120	25,300	2,937,420
歳 出 合 計		73,722,881	25,300	73,748,181

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑦商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金支給事業	68,500